

## 厚生労働省告示第二百十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法及施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名、各号列記以外の部分及び第一号八中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。  
第一号」に改める。

別表第二中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改める。

別表第三の一の項中「第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費

又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額」を「第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項各号に定める額」に改め、同表の二の項中「第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額」を「第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項各号に定める額」に改める。

附則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。